

総 税 市 第 6 号
平成 28 年 2 月 4 日

各 道 府 県 総 務 部 長 }
東 京 都 主 税 局 長 } 殿

総務省自治税務局市町村税課長
(公 印 省 略)

平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき利子等に係る
道府県民税利子割の取扱いについて (通知)

道府県民税利子割については、地方税法の一部を改正する法律 (平成 25 年法律第 3 号) により「利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等で道府県内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける個人」を利子割の納税義務者とする改正が行われ、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき利子等について適用することとされました。

この改正により、利子割の納税義務者については、利子等の支払を受ける者のうち、従来法人として取り扱われていた団体は除外され、個人に限定されることとなりました。

改正後においては、いわゆる権利能力なき社団・財団が支払を受けるべき利子等については、収益事業の実施の有無にかかわらず、利子割の課税対象外となることとなりますので、貴都道府県におかれましては、この点の取扱い等について、別紙の質疑応答も参照のうえ適切に対処されるようよろしくお願い申し上げます。

なお、この通知の内容については、関係団体 (全国銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、全国労働金庫協会、日本証券業協会) を通じ、各金融機関等にも周知していただくよう依頼していることを申し添えます。

なお、この通知は地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 (技術的な助言) に基づくものです。

(別紙)

道府県民税利子割に係る質疑応答

問1 法人住民税の課税対象となる法人（法人とみなされて課税対象となるものを含む。）以外は、平成28年1月1日以後に支払を受ける利子が引き続き利子割の課税対象となると考えてよいですか。

答 法人住民税の課税対象となる法人（法人とみなされて課税対象となるものを含む。）以外の全てが、平成28年1月1日以後に支払を受ける利子に係る利子割の課税対象となるものではありません。例えば、法人ではあるものの法人住民税において非課税対象法人と規定され法人住民税の課税対象とならない法人や、法人ではない社団又は財団のうち収益事業を行わないものなどについては、個人（地方税法第24条第1項第5号）に該当しないため、平成28年1月1日以後に支払を受ける利子に係る利子割の課税対象外となります。

問2 平成28年1月1日以後は、利子割の課税対象は個人とされていますが、金融機関には様々な口座がある中で、該当の有無をどのように判断すればよいですか。

答 平成28年1月1日以後に支払を受ける利子に係る利子割の課税は、個人が対象となるものです。その判断については、現在も特別徴収義務者（各金融機関）において個人として取り扱う口座であるかどうかによって行われているものと承知しており、原則としてそれに依っていただくことになると考えています。

問3 金融機関に口座を有する者の中で従来個人として取り扱っていた者について、規約や内部の組織が整備されること等によって利子割の課税対象から外れるものがある場合において、今後、金融機関としては、利子割の実務をどのように行えばよいですか。

答 今後の課税実務としては、規約や内部の組織が整備されること等にもとづき利子割の課税対象から外れたことを当該金融機関が覚知した時点から、利子割の課税の有無の切替えが行われることになると考えられます。